

平成24年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年12月12日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第110号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第111号 平成24年度携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約の締結について
- 第 7 議案第112号 町道路線の認定について
- 第 8 議案第113号 町道路線の変更について
- 第 9 議案第114号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する四万十町と日本郵便株式会社との協定について
- 第10 議案第115号 四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第116号 四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第117号 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第118号 四万十町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第119号 四万十町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第120号 四万十町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 第16 議案第121号 四万十町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第17 議案第122号 四万十町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第18 議案第123号 四万十町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を

定める条例の制定について

- 第 1 9 議案第 1 2 4 号 四万十町公営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定
について
- 第 2 0 議案第 1 2 5 号 四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に
関する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 2 6 号 四万十町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 1 2 7 号 四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 1 2 8 号 平成 2 4 年度四万十町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 4 議案第 1 2 9 号 平成 2 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 第 2 5 議案第 1 3 0 号 平成 2 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 1 3 1 号 平成 2 4 年度四万十町介護保健事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 第 2 7 議案第 1 3 2 号 平成 2 4 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 第 2 8 陳情第 2 4－2 5 号 1 次産業の衰退と 1 票の格差の解明を求める陳情書の取り
下げについて

第 2 9 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第 2 9 で

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（1 9 名）

2 番	榎 野 章 君	3 番	田 邊 哲 夫 君
4 番	岩 井 優之介 君	5 番	中 屋 康 君
6 番	津 野 吉 得 君	7 番	山 上 利 嗣 君
8 番	緒 方 正 綱 君	9 番	橋 本 保 君
1 0 番	堀 本 伸 一 君	1 1 番	林 健 三 君
1 2 番	山 岡 義 正 君	1 3 番	吉 村 アツ子 君

14番 下元真之君
16番 森健吉君
18番 竹内常喜君
20番 宮地章一君

15番 下元昇君
17番 酒井祥成君
19番 岡峯久雄君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
政策監(医師確保)兼十和大正診療所事務長	左脇淳君	会計管理者	林正憲君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	企画課長	森武士君
商工観光課長	宮地正人君	管財契約課長	仲治幸君
税務課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
建設課長	佐竹一夫君	環境課長	山脇一生君
町民課長	柴久幸君	健康福祉課長	市川敏英君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	中岡全君
教育長	宮崎勲君	教育次長兼学校教育課長	岡澄子君
生涯学習課長	野村和弘君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	永尾一雄君	代表監査委員	松本悟志君
総務課財政班長	大元学君		

太正総合支所

支所長兼地域振興課長	武内洋介君	産業建設課長	下藤広美君
町民生活課長	山川明彦君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本順一君	町民生活課長	杉内和一君
産業建設課長	林久須男君		

~~~~~

事務局職員出席者

|         |       |    |       |
|---------|-------|----|-------|
| 議会事務局長  | 田辺卓君  | 次長 | 武田枝里君 |
| 臨時事務補助員 | 西川香穂君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成24年第4回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番田邊哲夫君及び15番下元昇君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては一昨日の12月10日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さん、おはようございます。

一昨日の議会運営委員会によりまして、第4回定例会の会期は本日12日より20日までの9日間と決定をいたしておりますので、ご報告をいたしておきます。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の12月12日から12月20日までの9日間であります。

お諮りします。

平成24年第4回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第4回定例会の会期は本日から12月20日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があつておりま

す。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第122条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成24年9月21日に窪川警察署で行われました交通安全パレード出発式に、全議員が出席をしました。

平成24年10月1日、四万十町汚泥再生処理センター建設工事安全祈願祭に、議長及び田邊教育民生常任委員長が出席しました。

平成24年10月5日、梶原町議会、津野町議会、中土佐町議会に四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の橋本委員長ほか6名の委員が訪問し、四万十川の再生と保全に関する意見交換を行いました。

平成24年10月12日、四万十市議会に四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の全委員が訪問し、四万十川再生と保全に関する意見交換を行いました。

平成24年10月20日、第18回四万十川ウルトラマラソン前夜祭に、酒井副議長が出席しました。

平成24年10月23日、四万十町本庁舎新築工事安全祈願祭に議長ほか17名の議員が出席しました。

平成24年10月26日、高知市の高知県民文化ホールで、平成24年度トップセミナーが市町村の重点課題や政局の理解を深め、管内の議会議員の資質向上を図ることを目的として開催され、議長、酒井副議長ほか4名の委員長が出席しました。

平成24年10月31日、松葉川温泉で開催されました地域振興公社の公益財団法人移行祝賀会に、議長、田邊教育民生常任委員長が出席しました。

平成24年11月18日、四万十町窪川B&G海洋センター体育館棟リニューアルオープン式典に、議長ほか3名の教育民生常任委員が出席しました。

平成24年11月17日、四万十町大正で開催されました石の風ぐるま友好都市交流会に、議長、酒井副議長ほか11名の議員が出席しました。

平成24年11月20日、四万十町戦没者追悼式に議長、酒井副議長ほか12名の議員が出席しました。

平成24年11月23日から24日、東京都台東区の隅田公園リバーサイドギャラリーで開催されました、平成24年度四万十町展に酒井副議長、岩井議員、吉村議員が都市住民との新しい交流産業・文化・環境・人づくりの情報コミュニティーの形成を目的として出席しました。

平成24年11月29日、四万十市役所で開催されました、平成24年度土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会臨時総会に、議長、橋本総務常任委員長が出席しました。

平成24年12月9日、四国横断自動車道開通式に、議長、酒井副議長ほか14名の議員が出席しました。

議長会の件につきましてはお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成24年12月町議会定例会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、9月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、以下何点かご報告を申し上げます。

まず初めに、高速道路の四万十町延伸についてでございます。

四万十町の悲願でありました四国横断自動車道の供用開始が12月9日から始まりまして、開通に先立ち、去る11月25日には町民1,500名が参加し、盛大にプレイベントが開催をされたところでございます。

いよいよ本町も高速道新時代を迎えることとなりましたが、本町への直接的な効果といったしましては、災害時の緊急輸送道路の確保、所要時間の短縮、交通の難所久礼坂を回避することによる安全性の向上等がございます。また、高速道路延伸によりまして、交流人口の増大が見込まれ、本町が飛躍する千載一遇のチャンスとなります。このため、町では、合併以来、町独自で道路標識の整備、ホビー館、道の駅などの拠点施設の整備拡充、山・川・海の地域資源を活用した体験メニューの開発等を行ってきたところでございます。

町内では四万十町中央インターを中心に、国道56号沿いに新規出店や店舗の改装、駐車場の増設などの動きが活発化し、ホテルの建設計画や地域の代表的な食材を生かした新メニューの開発など、具体的な受け入れ体制が構築されつつあります。しかし、今後はこ

うした町内の各種団体の動きと連携を深めるとともに、広域連携による地域資源の活用も重要であるというふうに考えております。

具体的な取組の1つといたしまして、本町の光ケーブルネットワークを活用し、春の観光シーズンまでに3つの道の駅を始め、町内の主要な観光施設に公衆無線ランの整備を計画いたしております。このサービスを開始することで、来町者が手軽に高速インターネットサービスを利用できることになり、また、パソコンサイトの接続もより快適になりますことから、携帯電話を利用して、来町者がフェイスブック等の情報発信ツールを利用し、本町の情報を発信していただく2次効果も期待できるというふうに考えております。

また、四万十町の食材を生かした四万十ポークどんぶり街道のPR支援や、「豊かな自然と食」をキーワードに、四万十町らしい特色ある「田舎体験プログラム」を作成し、本町を見て・食べて・体験をしていただくことにより、滞在・滞在時間の延長を図り、リピーターと四万十町ファンの確保に努めたいというふうに考えております。

次に、広域的な取組といたしましては、愛媛県側の自治体や民間団体との連携により、予土県境地域連絡会の設立に取り組み、人・モノの流れを町の基幹道路であります国道381号に誘引をし、四万十町の観光の骨格となる動線を確立したいというふうに考えております。この中心動線から町内の観光スポットをつなぐ多様な観光ルートの開発に取り組んでまいります。今後、高速道路の延伸効果を雇用、地域振興に結びつけ、名実ともに、「高知県」となっておりますが、四国西南地域を代表する四万十町になるよう努力したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、南海トラフ上の巨大地震における新想定「高知県版第2弾 震度分布・津波浸水予測」についてご報告を申し上げます。

高知県は一昨日の12月10日、内閣府が8月に公表をいたしました最大クラスの地震・津波をベースに最新の地盤・地形データ等を反映した推計を行い、第2弾の震度分布・津波浸水予測図を公表いたしました。

その予測結果は、まず、震度分布におきましては、250mメッシュ単位で4つのケースを推計し、重ね合わせた最大予測となっております。本町の震度分布図では、大部分で震度6強、大正南部地域から窪川地域までの一部で最大震度7の予測となっております。

津波浸水予測では、10mメッシュの詳細な地形変化を反映したデータを用いまして、

最大の津波高が発生するケースを重ね合わせた結果、興津地区では小室地区、郷分地区の後川周辺及び北東部等で、志和地区では郷地区南側及び志和側上流地域等で、5月10日に県が公表しました第1弾の予測と比べ、それぞれ浸水する深さや浸水域が増大をする予測となっております。

県は最大クラスの地震・津波をベースに、南海トラフ巨大地震対策等を進める根幹とするためとして、今回の地震分布・津波浸水予測を公表いたしました。公表資料が県域全体の紙ベースの図面でありまして、現段階では地域ごとの詳しいデータを把握することが困難な状況となっております。詳細なデータは年末の公表予定とされており、今後、詳細データ取得後は、町といたしまして最大クラスの地震・津波がどの程度のものか、被害想定も含め、「正しく恐れる」ことについて、住民への公表や説明を行ってまいります。

さらに、諸計画の見直しを含め、想定される災害への対応策など、できることから取組を進め、町民の皆様の生命を確実に守ることを基本として対策を推進していく予定であります。

続きまして、地域おこし協力隊の募集についてご報告を申し上げます。

本町が地域おこし協力隊を導入し、5か月が経過をいたしました。現在放映中の高知県が舞台となったテレビドラマの影響もあり、非常に注目を集めている制度でございます。

この制度は、意欲ある都市住民を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域おこしに資する活動を住民と共に行い、3年の任期の後には本町へ定住することを目的とした制度でございまして、大正地域と十和地域にそれぞれ1名ずつ隊員を採用しております。

隊員の具体的な役割といたしましては、大正地域の隊員につきましては、大正北部を対象とした「奥四万十の維持・活性化」をテーマとした活動を、十和地域の隊員につきましては詳細なテーマを与えず、地域における幅広い活動を行っております。これらの活動のほかに、地域での活動の手助けとなる知識・情報・隊員同士の情報交換を目的に、県主催の研修会等にも積極的に参加をいただいております。

また、隊員にはそれぞれの地域で空き家情報の収集や、移住促進に取り組む関係団体等との連携、移住者や移住希望者との関わりを持つなど、移住定住促進に係る業務も担ってもらいたいというふうに考えているところでございます。

また、現在高知県におきましても、「高知で暮らす」をキャッチフレーズに、地域おこし協力隊事業に県を挙げて取り組んでおり、名称も「高知ふるさと応援隊」として、県内市町村への本事業導入を積極的に働きかけている状況であります。

こうした中、本町は平成25年度には隊員を窪川地域に2名導入したいと考えておりまして、来年1月中旬に東京、大阪で開催をされます県主催の「高知ふるさと応援隊県外合同募集説明会」に参加をしまして、本町の魅力のPRと、やる気のある人材の確保に努めたいというふうに考えております。

四万十川をはじめとする大自然や、山・川・海の豊富な食材、地域ブランド調査四国一の町の魅力、強みを生かし、移住したい町・住み続けたい町、誰もがこう思えるまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

次に、談合問題による指名停止についてご報告を申し上げます。

県内の土木業者の談合問題に対して公正取引委員会は、平成24年10月17日、国土交通省四国地方整備局及び高知県が発注をする土木工事につきまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反したとして、県内の建設業者など44者を違反行為者と認定をし、排除措置命令及び課徴金納付の命令を行いました。

また、平成24年10月25日、高知県は県の入札参加資格を有する37者に対し指名停止を行っておりまして、本町におきましてもこの結果を受け、11月6日に建設工事指名業者選定審査会を開催し、本町の入札参加資格名簿に登載をされております業者に対し、指名停止の決定を行ったところであります。

指名停止の期間について国の考え方は、高知県等その他の機関が発注した工事においては、その期間の概ね2分の1の期間としておりまして、本町といたしましてはこれらを参考に実施をしたところでございます。

なお、9月26日より指名回避措置を実施したため、その期間を指名停止期間に算入をいたしております。

指名停止の期間は平成24年11月7日からとし、6月が1者、5月が2者、4月17者、3月7者、2月2者の計29者となっておりまして、最長で平成25年5月6日までとなっております。

続きまして、最後でございますけれども、地域密着型介護サービス施設整備についてご報告を申し上げます。

地域密着型介護サービス施設整備につきましては、四万十町高齢者福祉計画・介護保健事業計画（第5期）に基づきまして、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、小規模特別養護老人ホーム1施設、29床、認知症高齢者グループホーム1施設、2ユニット18床の整備を行う業者に対し、支

援を行うものでございます。

地域密着型サービス施設の基盤整備を進めるに当たり、質の高い介護サービスを提供する観点から、事業者公募要項によりまして、事業候補者を町内の介護・医療関係の32の事業所に対し、7月9日より8月31日の期間公募した結果、小規模特別養護老人ホームには1事業所、認知症高齢者グループホームには4事業所の応募があり、9月25日に応募事業者に対し、審査会に向けての説明会を開催し、10月12日には書類審査、ヒアリング審査について、採点方式による審査会を行い、その審査結果を踏まえ、指定候補事業者を決定したところでございます。

事業者につきましては、小規模特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの両施設とも医療法人高幡会が選定をされました。

設置の場所につきましてはいずれも十和地区としまして、選定をされた指定候補事業者は事業所の施設整備に取りかかるべく、現在地主や地元区長への説明を進めているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、指定候補事業者主催によります地元説明会を行った後に予定地の購入・整地・建物の設計・工事等を行い、その後、指定候補事業者には事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で「指定申請書」を町に提出していただくことになります。町は指定申請書の内容を審査し、現地調査を行った後、国の定めた該当サービスの指定基準を満たしておりますれば事業所の指定を行い、これにより事業所は該当介護サービス施設を開設することになっておりまして、平成26年3月頃より開所の運びとなる予定となっているところでございます。

以上、何点か行政報告を行わせていただきました。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案をいたします。

日程第5 議案第110号から日程第8 議案第113号までの4議案を上程説明・審議・採決後、日程第9 議案第114号から日程第27 議案第132号までの19議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定し、日程第28 陳情第24－25号を上程説明・審議・採決を予定しております。日程第29 陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第5 議案第110号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第110号人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めることにつき、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員中平幸子氏が平成25年3月31日に任期満了を迎えられることに伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼に対するものでございますが、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

中平氏は、四万十農業共同組合を退職後、少年補導員を始め、地元においてボランティア活動を積極的に行うなど、地域の人々の信頼も厚く、人権擁護委員として最適任であるというふうに考えております。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この議案につきましては質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑・討論は省略することに決定しました。

これより議案第110号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町米奥473番地、中平幸子君を適任とする意見の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、中平幸子君を適任とすることは可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第6 議案第111号平成24年度携帯基地局整備事業に伴

う無線通信設備品一式売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第111号平成24年度携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本契約は、携帯電話不感地区の改善を図ることを目的といたしまして、携帯基地局整備事業により、電気通信事業者であります株式会社N T T ドコモから専用の携帯基地局用無線通信設備品一式2局分を購入するものでございます。

本事業の内容といたしましては、携帯基地局の整備は町で行い、電気通信事業者がその基地局を使用して携帯電話サービスを行うものでございます。

今般、事業に係る電気通信事業者専用の無線通信設備品一式を購入し設置するべく、株式会社N T T ドコモより専用の無線通信設備品一式について見積もりを徴しましたところ、711万8,000円の見積書の提出がありましたので、この見積価格に5%の消費税及び地方消費税35万5,900円を加えまして、747万3,900円で売買契約を締結しようとするものでございます。

なお、購入した物品は後日、無線機器設置工事業者により携帯基地局に取り付け、携帯サービスが開始をできるように計画をいたしております。

つきましては、本契約の締結に当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び四十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案第111号について、今、町長から提案説明ありましたが。

今回の売買契約の締結については十和地域の戸川地域と、私の地元の大正大奈路地区ということになってますが、恐らく大奈路地区については八足という位置づけではないかなというふうに思いますが、説明資料をいただきました。

分かりませんのでちょっとお聞きしたいのは、戸川、大正大奈路地域ともK D D I エリ

アとドコモエリアがあつて、今回はドコモということの締結ですが、戸川地域は既にKDDIは設置済みなのかどうなのか。大正大奈路地区も八足地域であれば、ドコモもauも非常に受信しづらい地域になるわけですが。お聞きしたいのは、やるのであればついでに、ドコモと併せてKDDI、両方設置をするほうが得策ではないかなというふうに考えましたので、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それではお答えをしたいと思います。

まず1点目の戸川地区であります。KDDIについては既に設置済みであります。今回の議案、売買契約議案ですが、700万以上の部分をご提案したところで、auについては約394万ということで、八足地区についても、戸川も一緒ですが、auとドコモ、それぞれ2つの会社を設置するということになります。

（3番田邊哲夫君「はい、わかりました。ありがとうございます
した」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第111号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第111号平成24年度携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約の締結についてを採決します。

議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第7 議案第112号町道路線の認定について、日程第8 議案第113号町道路線の変更について、以上、議案第112号から議案第113号まで

の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第112号町道路線の認定について及び議案第113号町道路線の変更について、以上2点について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第112号町道路線の認定についてからご説明をいたします。

1番目は（窪川）整理番号684、西川角仁井屋敷線、（窪川）685、若井川庄次谷線でございます。

当路線につきましては県営圃場整備事業によりまして整備された路線であり、それぞれ路線沿線上に住家が3戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定をし、維持管理を図ろうとするものでございます。

次に、整理番号（窪川）686、東大奈路立野線でございます。

当路線は国道56号線から分岐した地域の生活道でありまして、路線沿線上に住家が5戸存在し、地域の生活道として利用されておりますことから、町道に認定し、維持管理を行おうとするものであります。

続きまして、整理番号（窪川）476、平串3号線、（窪川）477、中ノ越エリハナ線、（窪川）478、本田影田線、（窪川）479、辻ノ川影田線、（窪川）480、辻ノ川定足線、（窪川）481、替坂本北屋式山線、（窪川）482、替坂本谷屋式山2号線、（窪川A）483、影野小峯山線でございます。

以上8路線は高速道路建設に伴い整備をされた路線でございまして、国土交通省より管理移管をされ、町道に認定し維持管理を図ろうとするものでございます。

続きまして、整理番号（十和）32061、第二今成線、（十和）32062、中屋式線、（十和）32063、古カヂヤ線、（十和）32064、タキヅメ線、（十和）32065、大屋式線でございます。当路線は農道として整備をされた路線でございまして、それぞれ路線沿線上に住家が2戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定をし、維持管理を図ろうとするものでございます。

続きまして整理番号（十和）32066、中瀬ノ上線、（十和）32067、西ヤシキ線でございます。当路線につきましては小野地区内の生活道であり、路線沿線上に住家が点在をし、地域住民が日常の生活に利用している道路であるため、町道に認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

次に、議案第１１３号町道路線の変更についてでございます。

まず１番目に、整理番号（窪川）４６５、平串１号線でございます。当路線は高速道路の建設に伴いまして、終点位置より整備をされた区間について、終点位置を変更し、町道として維持管理を行おうとするものであります。

続いて整理番号（十和）３１０４３、滝の鼻線でございます。当路線は終点より林道八幡線までの区間について、住家４戸の生活道であり、林道八幡線を経由をして町道地吉犬飼線への連絡道として重要で、一般車両の利用もあるため、終点位置を変更し、町道として維持管理を行うものであります。

以上、町道の認定及び変更につきまして、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１１２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１２号町道路線の認定についてを採決します。

議案第１１２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１３号町道路線の変更についてを採決します。

議案第１１３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第９ 議案第１１４号地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する四万十町と日本郵便株式会社との協定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第１１４号地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する四万十町と日本郵便株式会社との協定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

十和公民館での行政窓口事務につきましては、合併の協定書において、四万十町発足時に廃止をすることというふうにいたしておりましたけれども、合併後の混乱を避けるために、これまで継続をして実施してきたところでございます。

この間、コミュニティーバスの運行等により昭和十川間の移動方法などの改善もされましたし、現在建設を進めております十和複合施設も今年度中に完成をいたしますことから、今年度末をもって十和公民館での行政窓口事務を廃止することといたしました。

本議案は行政窓口事務の廃止に伴い、十和公民館周辺の住民の皆様に対するサービスの低下を避けるために、十和公民館で取り扱っておりました行政窓口事務を郵便局において取りかえるよう日本郵便株式会社と協定を締結し、その業務を実施する郵便局を土佐昭和郵便局に指定をしようとするものでございます。

土佐昭和郵便局が取扱う業務といたしましては、戸籍関連の証明書の交付の請求の受付及び引き渡し、納税証明書の交付の請求受付及び引き渡し、住民票の写しの交付の請求の受付及び引き渡し、戸籍の附票の交付の請求の受付及び引き渡し、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引き渡しとしておりまして、十和公民館周辺の住民の皆様に対するサービスの低下は最大限抑えられるものというふうに考えているところでございます。つきま

しては、土佐昭和郵便局を指定することにつきまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第114号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第114号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第10 議案第115号四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について、日程第11 議案第116号四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12 議案第117号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について、以上、議案第115号から議案第117号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第115号から議案第117号まで、以上3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第115号四万十町行政手続条例の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は行政手続法の改正により条番号が変更されたことに伴いまして、本条例が引用する行政手続法の条番号の改正を行うものでございます。

次に、議案第116号四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

四万十町区長連絡会委員の報酬につきましては、四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に、「年報酬5万円」というふうに規定をされているものでございますが、これまでの区長連絡会事業の中で、会長の時間的・経済的負担の大きさ

を懸念する意見が区長連絡会委員から多く出されてきておりまして、今回、会長の年報酬について、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、区長連絡会会長につきましては、連絡会の実施や視察研修の準備に当たり、事務局との打ち合わせや資料準備等に係る年間会議数が最低でも6回ほどあり、今回の見直しにつきましてはこれに係る費用として、日当の相当分を3万円上乗せをし、年報酬を8万円とするものでございます。

続きまして、議案第117号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてでございますが、十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスにつきましては土曜日及び日曜日は休館日としておりましたが、今般、土曜日も開館をすることとし、併せて、デイサービス事業の利用日を月曜日から金曜日までとしていたものを、月曜日から土曜日までに拡充するものでございます。

また、介護認定を受けていない居住者のデイサービスの利用について、500円の利用料金で利用できることといたしておりましたが、現在まで利用者がいないこと、四万十町生きがい通所サービス事業で同様のサービスの提供が受けられること、利用料金に相違があること等からデイサービスによる利用を廃止し、今後は四万十町生きがい通所サービス事業で対応することとするものでございます。

以上、3議案につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第115号から議案第117号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第115号から議案第117号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第13 議案第118号四万十町防災会議条例の一部を改正

する条例について、日程第１４ 議案第１１９号四万十町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例について、以上、議案第１１８号から議案第１１９号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第１１８号、議案第１１９号の２議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第１１８号四万十町防災会議条例の一部を改正する条例についてでございますが、本条例改正は、東日本大震災から得られました教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う規定整理が主な改正内容となっております。

法改正の中では災害応急対策は災害対策本部に一元化し、防災会議につきましては諮問機関としての機能強化規定の追加による役割分担が明確化されまして、併せ、学識経験者や女性など、地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保できるよう、防災会議の委員の見直しが行われております。

この法改正により本条例も防災会議の所掌事務及び委員の見直しなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第１１９号四万十町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、本改正につきましては、災害対策基本法の一部改正の中で、災害対策本部の設置等に関する規定へ市町村分の条項が新設をされたことに伴いまして、本条例に引用している条項を改正するものであります。

以上、２議案につきましてご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１１８号から議案第１１９号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１１８号から議案第１１９号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１５ 議案第１２０号四万十町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について、日程第１６ 議案第１２１号四万十町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、日程第１７ 議案第１２２号四万十町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、日程第１８ 議案第１２３号四万十町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の制定について、日程第１９ 議案第１２４号四万十町公営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について、日程第２０ 議案第１２５号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、以上、議案第１２０号から議案第１２５号までの６議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第１２０号から議案第１２５号までの６議案につきまして、いずれも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。そのため、一括して提案理由のご説明を申し上げさせていただきます。

まず、議案第１２０号四万十町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、法律の施行に伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正をされましたことにより、改正前では一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準は、環境省令で定める基準を根拠としていたものを、改正後の資格基準は、環境省令で定める基準を参酌して条例を定めなければならないこととなりました。このため、本町におきましても条例により資格基準を規定する必要が生じたことから、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準を定める条例として制定をしようとするものでございます。

次に、議案第１２１号四万十町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございますが、町道につきましては道路法に規定をされました構造の技術的基準に基づい

て設計をされてきたところでございますが、今回の改正によりまして、高速道路及び国道の構造についての基準は道路法で定め、都道府県道及び市町村道については橋梁等一部重要事項を除き、地方公共団体の条例で定める旨が規定をされたところであります。

町道につきましては、地方部３種２級から５級、都市部４種１級から４級の８種類に区分をされまして、各級ごとに構造が規定をされることになります。

また、今後補助事業等を申請する場合には、町の条例による道路種別に基づいた申請をしていくこととなります。

続きまして、議案第１２２号四万十町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてでございます。

道路標識につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づいて設置をしてきたところでございますが、道路法の改正により、寸法については条例で定める旨が規定をされたところであります。これに伴いまして駐車場等の案内標識、「落石の恐れあり」等の警戒標識、標識板等の補助標識についての寸法を定めるものです。

続いて、議案第１２３号四万十町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例についてでございます。

特定道路の新設、または改築を行うときは、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令を参酌し、条例で定める旨が規定をされました。現在、四万十町には特定道路の指定はございませんが、今後特定道路の指定を受けるには条例制定が必要であり、高知県ひとにやさしいまちづくり条例を参照し、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準も含めて条例を制定するものであります。

なお、特定道路とは、道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われているものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもので、特定公園施設とは、都市公園の出入口と屋根付き広場等の公園施設との経路を構成する園路及び広場でございます。

続きまして、議案第１２４号四万十町公営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてでございます。

公営住宅等の整備基準につきましては国土交通省令で定めることとし、その基準として公営住宅等整備基準が定められていましたが、公営住宅法の改正によりまして、公営住宅等の整備基準は国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体の条例で定めることとさ

れたところであります。このことから、住宅の規模、附帯設備、温熱環境及び高齢者等への配慮の性能基準等について、新たに条例で定めるものでございます。

最後に、議案第125号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてでございます。

水道布設工事の監督技術者の配置基準・資格基準及び水道技術管理者の資格基準等につきましては政令で定めることとされておりましたが、水道法の改正によりまして、政令を参酌するものとされましたことから、それに基づき各基準を条例で定めようとするものでございます。

以上、6議案につきましてご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第120号から議案第125号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第120号から議案第125号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

ただいまより暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第21 議案第126号四万十町都市公園条例の一部を改正する条例について、日程第22 議案第127号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について、以上、議案第126号から議案第127号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第126号、議案第127号の2議案につきましては、先ほどの議案と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴うものでございまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。

まず議案第126号四万十町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は法律の施行に伴い都市公園法の一部が改正されたことにより、政令で定められておりました都市公園の配置及び規模に関する技術的基準について、政令で定める基準を参酌をして条例で定めることとなったものでございます。

この改正に伴い、現在の四万十町都市公園条例には規定をされていない都市公園設置基準及び公園施設の設置基準を設け、新たな都市公園及び公園施設を設置するのに必要な条例改正を行うものでございます。

次に、議案第127号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございますが、公共下水道の構造の技術上の基準は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならないとされておりましたけれども、今回の改正により、公共下水道管理者である地方公共団体におきましても政令で定める基準を参酌して条例を定めることとされましたため、本条例へその旨を追加するものでございます。

また、終末処理場の維持管理につきましても、政令で定めるところを参酌して条例を定めることとされましたため、所要の維持管理基準を条例で定めることとしたものでございます。

以上、2議案につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第126号から議案第127号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１２６号から議案第１２７号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２３ 議案第１２８号平成２４年度四万十町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１２８号平成２４年度四万十町一般会計補正予算（第４号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正では、各費目に計上しております職員人件費の構成や、各事業の進捗に伴う予算の見直し・組替えなどが主な内容となっておりますが、特に本年９月に着工いたしました本庁舎建設事業の本体工事におきまして、作業工程の見直し等により本年度の出来高見込み額が増額となる見通しとなりましたことなどから、全体で１億８，７８０万円の増額補正となっております。

まず職員等の人件費についてご説明を申し上げますと、東日本大震災に係る給付費等に要する資金不足を補うため、平成２４年度限りの特別負担金として一般職公務災害補償基金費７６万３，０００円の追加や、過不足が見込まれます時間外手当並びに勧奨退職予定者の増員に伴う退職手当組合特別負担金１，０９０万円の追加など、各費目に見直し後の補正額をそれぞれ計上いたしております、一般会計総額では１，５６０万４，０００円の追加となっております。

続きまして、予算説明資料にも掲載をいたしておりますが、歳出予算の主な内容についてご説明を申し上げます。

まず議会費でございますが、議員１名の辞職等に伴いまして、報酬、期末手当及び共済費で、合わせて４６０万７，０００円を減額するとともに、会議録作成委託料や費用弁償等の精査によりまして、議会費全体で６５４万１，０００円の減額補正となっております。

続きまして総務費でございますが、財産管理費では、合併協定により新町発足時に廃止することとしておりました十和公民館での行政窓口事務につきまして、これまで継続をして実施をしておりましたが、今年度末をもって廃止をすることといたしました。これに伴

いまして、議案第114号でもご説明を申し上げましたとおり、近隣の土佐昭和郵便局に住民票の交付等の行政窓口事務を委託することとし、その環境整備に係る経費として証明書発行システムの購入費や整備工事費で、合わせて550万円を新たに計上いたしております。

これによりまして、土佐昭和郵便局ではこれまで可能であった公金の取扱いに加え、戸籍や住民票の写し、印鑑登録や納税証明書の発行といった行政窓口サービスが可能となったところでございます。

次に、電算管理費でございますが、共同ネットワークの構築及び保守委託料につきまして、3市・町共同による業者選定プロポーザルを行いました結果、本町分の契約金額が972万1,000円となりまして、当初に計上いたしておりました5,102万1,000円の予算額から4,130万円もの大幅な減額となっております。

この減額の主な理由といたしましては、複数の自治体による共同での構築・管理という、県下でも例のない初の試みということもございまして、結果として想定以上のコスト削減につながったものというふうに考えております。

次に、庁舎整備でございますが、本庁舎につきましては9月に着工いたしました本体工事におきまして、作業工程の見直し等により本年度の出来高見込み額が大幅に増額となる見通しとなりましたことから、本体工事費を出来高見込み額に合わせて増額をするとともに、その他の委託料、工事費につきましても見直しを行い、事業費全体で8,631万1,000円の追加補正となっております。

なお、本年度分の事業費増額に伴いまして、第2表継続費補正に記載のとおり、平成24年度及び平成25年度の年割額を変更いたしておりますが、2か年の総額につきましては現在のところ変更の予定はございません。

また、十和総合支所複合施設につきましては、本年5月の臨時会で議決をいただきました地盤改良工事に係る本体請負工事契約の増額分等につきまして、工事費全体の精査を行うとともに、本年度に予定をいたしておりました太陽光発電設備設置工事につきまして、国の補助金が見込めないことから本年度の竣工を見送り、補助金等の状況を見ながら、来年度以降に改めて設置をしたいというふうに考えております。

次に選挙費でございます。

8月に執行いたしました高知県海区漁業調整委員会委員選挙及び農業委員会委員選挙につきまして、不用額として合わせて701万2,000円の減額補正を行っております。

次に、統計調査費の国土調査事業でございますが、平成25年度から現地調査を開始する予定の家地川地区につきまして、現地調査前に必要な資料の収集や作成等の作業を行うに当たり、県補助金の追加が見込まれることとなりましたため、委託料として320万7,000円の追加計上を行っておりまして、総務費全体では7,383万円の追加計上となっております。

続いて民生費でございます。

各特別会計への繰出金として、国民健康保険事業特別会計へ1,237万9,000円、介護保険事業特別会計へ322万円をそれぞれ追加をするとともに、後期高齢者医療事業特別会計につきましては286万8,000円の減額を行っております。また、老人福祉費では、養護老人ホーム双名園への入所者数の増加に伴い、養護老人ホーム措置費委託料として315万円を追加計上するとともに、高齢者等外出支援事業では、これまでの実績や今後の見通しなどを踏まえ、助成費を220万円減額いたしております。

障害福祉費では通所サービス利用促進補助金におきまして、自立支援給付費での対応に伴い事業が廃止となりましたことから、541万6,000円を減額するとともに、介護保健事業費ではグループホームあゆへのスプリンクラー設備設置補助金として167万8,000円を新たに計上いたしております。

次に、児童福祉費でございますが、児童措置費の私立保育所運営費におきまして、入所児童数の増加に伴い、委託料として3,700万円を追加するとともに、補助金を1,535万9,000円減額いたしております。また、公立保育所運営費におきましても、ひかり保育所への入所児童数の増加に伴い、指定管理料として434万5,000円を追加するとともに、本年度から建設を進めております認定こども園たののの仮園舎である田野々保育所について、耐火構造への改修が必要となりましたことから、工事費として46万7,000円を追加するなど、民生費全体では4,297万8,000円の追加計上となっております。

続きまして衛生費でございます。

予防費におきまして、各種予防接種の接種見込み者数の増加等により、各種予防接種委託料で271万1,000円、インフルエンザワクチン接種費用助成費で130万円をそれぞれ追加計上するとともに、子宮頸がん等ワクチン接種費用助成費につきましては、接種見込み者数の減により523万1,000円の減額となっております。また、清掃費のクリーンセンター銀河の運営費では、焼却炉二次燃焼室の天井部にある耐火物が脱落し、

大規模な修繕を行った結果、今後の修繕料に不足が見込まれますため、1,065万1,000円の追加計上を行っております。

その他、簡易水道費では、仁井田簡易水道区域拡張工事の追加及び起債の償還利子分として特別会計への繰出金585万円を追加計上いたしております。衛生費の全体では1,400万6,000円の追加計上となったところであります。

続きまして労働費でございますが、県のふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用し、平成21年度から平成23年度に実施をいたしました各種事業のうち、消費税部分について県へ返還する必要性が生じたため、補助または委託先である事業主体の返還金として、歳入の諸収入に計上しております225万4,000円と同額を県への返還金として計上いたしております。

続いて農林水産業費でございますが、まず農業総務費では、十和の台所移転補助金といたしまして55万5,000円を新たに計上いたしております。十和の台所につきましては、本年1月に株式会社おかみさん市へ無償譲渡し、現在は事務所として使用されておりますが、譲渡後におきましては、土地所有者の意向により本年度中に建物を撤去しなければなくなっております。

なお、当該施設につきましては町から譲渡して間もないことや、譲渡後に一定期間の使用を見込んで施設の改修も行われておりますことなどから、建物の撤去及び移転に要する経費の一部について補助を行おうとするものでございます。

次に、農業振興費では、その他補助金として、交付率や事業の精査等によりまして、農地・水保全管理支払交付金で210万円、環境保全型農業推進事業費補助金で306万円それぞれ減額となっております。

次に、林業総務費でございますが、四万十町森林組合への出資金に対する配当金として、歳入の財産収入に有価証券配当金等収入84万8,000円を計上いたしておりますが、これと同額を同組合への出資金として増資をするため、四万十町森林組合出資金に84万8,000円を計上いたしております。

また、林業振興費では、GIS・地理情報システムを活用しました森林所有者情報等の整備委託料として105万円を新たに計上するとともに、有害鳥獣対策では、これまでの捕獲実績や今後の見込みから予算不足が見込まれますシカの捕獲報償金として130頭分130万円の追加計上となっております。

緊急間伐総合支援事業では、県の補助要件の見直しに伴い、切り捨て間伐に対する補助

金が増額となりましたことから、山林所有者に対する補助金として1,435万円を追加計上したほか、地域林業総合支援事業では、林業事業体が実施をいたします林業機械の導入経費に対する補助金として236万4,000円を新たに計上いたしております。

そのほか、シイタケ生産体制整備事業やバイオマス利用推進事業におきましては、事業内容の精査等により予算の組替えを行っており、農林水産費全体では3,288万2,000円の追加計上となっております。

続いて商工費でございます。

奈路の企業立地用地の追加購入費といたしまして6筆、計6,108㎡の用地購入費159万1,000円を計上するとともに、奥四万十自然体験村構想実現事業では、活動団体や県との協議結果等を踏まえ、事業内容や事業費等の精査を行っておりまして、これにより臨時賃金、委託料、工事請負費及び補助金等での予算の組替えを行っております。そのほか、観光施設の改修や修繕料等を計上いたしておりまして、商工費の全体では507万3,000円の追加計上となったところであります。

続いて土木費でございますが、道路維持費では、町道の維持・補修工事費として900万円を追加計上するとともに、道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業に係る町道改良事業につきまして、路線間及び各費目での組替えを行っております。

また、がけ崩れ防災対策事業費では、予備費により緊急に対応いたしました工事費分777万円を減額するとともに、住宅管理費では、公営住宅の維持管理に係る修繕料として406万円、また、備品購入費として150万円をそれぞれ追加計上いたしており、土木費全体では393万2,000円の追加計上となっております。

続いて消防費でございますが、常備消防費では、高幡消防組合の退職手当特別負担金に対する負担金といたしまして441万1,000円を追加計上するとともに、防災費では自主防災組織育成事業に係る新規3地区への防災資機材購入費として201万円、また、自主防災組織連絡協議会の支部活動に対する支援では、今回新たに大正及び窪川支部の活動に対する補助金として70万円をそれぞれ追加計上いたしております。

続きまして、津波避難対策でございますが、興津地区につきましては事業の加速化を図るため、9月補正までに全体事業費を計上いたしておりましたが、用水路の橋梁3か所について、工期の都合により翌年度施工とし、併せて用地及び補償費の確定によりそれぞれ減額補正を行っており、興津地区全体では3,419万3,000円の減額となっております。

一方、志和地区につきましては、地元との協議によりヘリポートを含む拠点避難場所、避難広場2か所及び避難路4か所の位置を決定し、今回、避難路延長に伴う測量委託料を追加するとともに、合わせて整備中であります裏参道避難路の後方構造物規定の変更及び避難誘導灯設置に伴う工事費の追加を行っており、志和地区全体では1,426万1,000円の増額となっております。

このほか、屋外放送の不可聴対策として、屋外放送スピーカーや屋内放送端末の設置工事費790万8,000円を追加計上いたしておりますが、消防費の全体では330万4,000円の減額補正となっております。

続いて教育費でございます。

小学校管理費の学校施設整備等工事費におきまして、来年度新たに3校で特別支援学級の設置が必要となりましたため、教室内の改修や校舎の大規模改造など、各児童に合わせた学校施設の改修を行うとともに、本年8月の点検により危険と判断をされました遊具の撤去及び新設工事など、合わせて1,761万8,000円を追加計上いたしております。

また、社会教育総務費では、成人式実行委員会での検討結果を踏まえ、委託料から謝金への組替え等を行うとともに、放課後子ども教室推進事業では、8月下旬から開始となりました影野地区を含む年間所要額について精査を行い、不足見込み額の追加及び組替え等を行っております。

また、四万十緑林公園等管理運営費では、四万十会館の非常用発電設備が故障をしましたため、設備の改修工事費として236万3,000円を追加するとともに、同じく経年劣化や異常が確認をされました舞台照明設備の更新費用として317万7,000円を新たに追加をいたしております。

そのほか、それぞれの費目におきまして、各事業の見直しによる予算の組替えや不足する経費、各施設の修繕経費などを追加しており、教育費の全体では3,070万6,000円の追加計上となっております。

次に災害復旧費でございますが、本年発生の農林施設及び公共施設の災害査定における割当て等によりまして、合計で1,227万8,000円の追加計上となっております。

最後に公債費でございますが、本年3月に実施をいたしました県自治福祉振興資金貸付金の繰上償還に対する本年度の元利償還金や、同じく本年3月に借入れから10年が経過をいたしました臨時財政対策債等の利率見直しに伴う本年度の元利償還金並びに平成23

年度分の起債に係る借入額及び借入利率等の確定、見直しなどによりまして、元金と利子で合わせて2,029万4,000円の減額補正となっております。

以上が歳出予算の主な概要でございますが、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入に記載のとおりとなっております。町税につきましては、法人町民税の現年課税分におきまして3,615万円の減額となっております。そのほか、各事業の内示決定及び進捗状況等により、国庫支出金、県支出金及び町債など所要の補正を講じております。

なお、普通交付税につきましては8,095万2,000円を追加計上いたしておりますが、留保の見込み額である1億8,039万8,000円につきましては、既に取り崩しを予定しております財政調整基金繰入金2億円との調整や、施設等整備基金への積み立て等の検討と合わせて、今後の財源調整も含め、3月補正で対応させていただく予定であります。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億8,780万円の増額補正となり、累計の予算総額は歳入歳出それぞれ159億5,870万円となっております。

次に、第2表継続費補正でございますが、先ほどもご説明を差し上げたとおり、本庁舎の建設事業におきまして、作業工程の見直し等により本年度の出来高見込み額が増額となる見通しとなりましたことから、平成24年度及び平成25年度の年割額を変更するものでございます。

最後に、地方債の補正でございますが、第3表地方債補正に記載のとおり、各事業の進捗状況等によりまして限度額の変更を行うものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第128号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第128号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２４ 議案第１２９号平成２４年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２５ 議案第１３０号平成２４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２６ 議案第１３１号平成２４年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、以上、議案第１２９号から議案第１３１号までの３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１２９号から議案第１３１号までの各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第１２９号平成２４年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、医療費の増加見込みに伴う保険給付費の増額が主な歳出の内容でありまして、これを賄う歳入につきましては、保険給付費の増額によります国庫負担金、県支出金及び共同事業交付金の増額、収支差額分の調整としまして、財政調整基金繰入金の減額など所要の補正を行っております。

以上、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ４，５００万円の減額補正となり、累計の予算総額は２７億４，５００万円となったところでございます。

なお、この補正予算案につきましては、去る１２月１０日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をし、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

……増額です。減額言いましたかね。失礼をいたしました。増額補正ということに訂正をさせていただきます。増額補正でございます。

続きまして、議案第１３０号平成２４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

今回の補正につきましては、保険料歳入見込みに伴う後期高齢者医療広域連合納付金４５０万円の追加計上が主な補正内容となっております。

以上、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ４５０万円の増額補正となり、累計の予算総額は３億１５０万円となったところでございます。

続いて、議案第131号平成24年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回の補正の主な内容でございますが、保険給付費におきまして、9月末までの実績から所要額を精査した結果、2,450万円の増額の補正となっております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ2,370万円の増額となったところであります。累計の予算総額は25億2,940万円となっております。

以上、3件の補正予算につきましてよろしくご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第129号から議案第131号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第129号から議案第131号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第27 議案第132号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第132号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、まず歳出のうち建設改良事業費の工事請負費といたしまして、仁井田簡易水道区域拡張工事費の中で、町の単独費用であります消火栓設備の追加工事費として300万円を増額補正いたしております。また、公債費につきまし

ては、平成２３年度借入分に係る償還予定利率の見直し等により２６６万８，０００円を増額補正としたところであります。

続きまして、これを賄う歳入でございますが、一般会計からの繰入金として５８５万円を増額補正いたしております。

これらの結果、今回の補正額は第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ５８５万円の増額となり、累計の予算総額は８億９，８４５万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１３２号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１３２号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第２８ 陳情第２４－２５号１次産業の衰退と１票の格差の解明を求める陳情書の取り下げについてを議題とします。

この陳情議案につきましては産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情取下申出書が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑・討論は省略することに決定しました。

陳情第２４－２５号の取下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２５号１次産業の衰退と１票の格差の解明を求める陳情書の取下げについては、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２９ 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情はお手元に配付をしております請願・陳情文書表のとおりです。

会議規則第９５条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前１１時２２分 散会